

漁資第131号  
令和4年5月18日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 様

千葉県農林水産部水産局長  
(公印省略)

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する  
基本計画について (通知)

本県栽培漁業の計画的かつ効率的な推進を図り、もって本県沿岸漁業の安定的発展と水産物の供給の増大に資するため、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定により、令和4年5月18日付けで本県海面に係る「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（栽培漁業基本計画）」を別添のとおり定めましたので通知します。

なお、本計画の推進に当たっては、特段の御配慮と御協力をお願いします。

担 当

農林水産部水産局漁業資源課  
栽培漁業班 鈴木

Tel 043-223-3035